

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の経緯

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとされ、福生市教育委員会では、平成 22 年 3 月に「福生市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間の教育目標と基本方針を定めると共に、前期 5 年間となる平成 26 年度までに取り組むべき施策を掲げ、また、毎年度、施策に基づいた具体的な取組や事業を掲載した「福生市教育推進プラン（推進事業計画）」を策定して、計画的に事業の実施を図ってきました。

さらに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、外部の有識者から評価をいただき、P D C A サイクルによる事務の見直しを行い、充実に努めて取り組んできました。

(2) 計画（修正後期）策定の目的

平成 22 年度から平成 26 年度までの前期 5 年間での取組を検証すると共に、社会状況の変化や新たな教育課題に対応するため、福生市教育委員会が掲げる教育目標と基本方針に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、後期 5 年間の計画として改定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成 22 年 3 月に策定した「福生市教育振興基本計画」の後期 5 年間の計画であると共に、福生市総合計画における教育に関する分野別計画としても位置付けられます。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(4) 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度を「福生市教育振興基本計画（修正後期）」の計画期間とします。

(5) 福生市教育大綱

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 1 条の 3 に規定された大綱は、本市では平成 27 年 5 月 8 日に開催された総合教育会議において協議が行われ、市長が「福生市教育大綱」として平成 27 年 5 月に策定しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

